

スノーリゾートシティSAPPORO推進戦略検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 スノーリゾートシティSAPPORO推進戦略の策定に当たり、専門的な立場からの意見等を聞くため、スノーリゾートシティSAPPORO推進戦略検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は11名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者及び観光関連事業者等の中から市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて観光・MICE推進部長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(謝礼)

第6条 委員会の委員に対する謝金は、札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）別表における附属機関委員の報酬日額を準用する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、観光・MICE推進部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月11日から施行する。